

★ 広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第五十号）（経営革新課

）

一 改正の要旨

中心市街地の活性化に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律附則第一条に規定する政令で定める日